

高松市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成21年3月31日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 中村順一
同 岡下勝彦

平成20年度財政援助団体等監査の結果報告等について

第1 財政援助団体および公の施設の指定管理者（木太地区コミュニティ協議会）監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
市 民 政 策 部 課 地 域 政 策	平成19年度および平成20年4月1日から同年12月25日までの木太地区コミュニティ協議会に対する財政的援助を与えているものおよび公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	平成20年12月26日から平成21年2月16日まで
木 太 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 協 議 会	平成19年度および平成20年4月1日から同年12月25日までの財政的援助に係るものおよび公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成19年度および平成20年度に執行した当該財政的援助および公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体に財政的援助を与え、また、公の施設の管理を行わせている市民政策部地域政策課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査対象団体（木太地区コミュニティ協議会。以下「協議会」という。）の概要

ア 組織（平成20年4月1日現在）

役員は34人で、その内訳は会長1人、副会長10人、理事21人および監事2人である。

イ 高松市との関係

高松市は、地域コミュニティの自立運営の促進を図るための補助金等の交付に関する特例措置を講ずることにより、コミュニティ協議会等が主体的に行うまちづくり活動を支援し、もって住民自治および市民と行政との協働による地域みずからのまちづくりの推進に資するほか、地域コミュニティ組織に対し、補助金を交付することにより、地域内における各種団体等の連携・強化の促進を図り、自助・共助・公助の視点に立った地域みずからのまちづくりを推進するため、協議会に対し、補助金を交付している。

(単位 円)

補助金の名称	平成19年度補助金額
高松市地域包括補助金（自治会活動支援事業）	1,586,525
高松市地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金	200,000
安全・安心活動基盤整備事業補助金	100,000

なお、平成20年度については、協議会に対し、これら補助金を交付していないが、地域まちづくり交付金3,898,500円を交付している。

ウ 協議会の収支の状況

平成19年度協議会収支決算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

収入総額 7,750,408円

支出総額 7,686,223円

差引残額 64,185円（翌年度へ繰越し）

収入の部

（単位 円）

科 目	予算額（A）	決算額（B）	比較増減 （A）－（B）
繰越金	24,787	24,787	0
地域まちづくり交付金	1,250,000	1,250,000	0
地域包括補助金	6,113,775	6,113,775	0
地域コミュニティまちづくり活動 支援事業補助金	200,000	200,000	0
安全・安心活動基盤整備事業補助金	0	100,000	△ 100,000
雑収入	38	383	△ 345
繰入金	0	61,463	△ 61,463
合 計	7,588,600	7,750,408	△ 161,808

支出の部

（単位 円）

科 目	予算額（A）	決算額（B）	比較増減 （A）－（B）
会 議 費	24,000	23,763	237
地域まちづくり事業交付金	1,250,000	1,244,040	5,960
（文化祭事業）	100,000	100,000	0
（地域ふれあい事業）	500,000	500,000	0
（高齢者支えあい推進事業）	500,000	504,000	△ 4,000
（コミュニティ事業）	150,000	140,040	9,960
地域包括事業費補助金	6,113,775	6,113,775	0
（自治会活動支援事業）	1,586,525	1,586,525	0
（地区保健委員会育成支援事業）	58,000	58,000	0
（リサイクル推進事業）	144,000	144,000	0
（クリーン高松推進事業）	581,250	581,250	0

(分 別 収 集 推 進 事 業)	3,594,000	3,594,000	0
(地 区 体 協 運 営 支 援 事 業)	150,000	150,000	0
事 務 費	200,825	204,645	△ 3,820
(通 信 ・ 広 報 費)	180,000	189,205	△ 9,205
(そ の 他 事 務 費)	20,825	15,440	5,385
安 全 安 心 活 動 推 進 事 業 費	0	100,000	△ 100,000
予 備 費	0	0	0
合 計	7,588,600	7,686,223	97,623

(4) 公の施設の概要

名 称	所 在 地
高松市木太コミュニティセンター	高松市木太町3480番地2
高松市木太南コミュニティセンター	高松市木太町1486番地
高松市木太北部コミュニティセンター	高松市木太町2603番地

(5) 公の施設の管理に関する概要

ア 公の施設の指定管理者

協議会

イ 指定管理者の選定方法

非公募（利用料金制採用）

ウ 指定期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

エ 指定管理料

平成19年度 26,527,142円

平成20年度 26,053,200円

オ 管理業務（年度協定書で定めている業務）

(ア) コミュニティセンターの管理運営に関する事項

a 職員の雇用等に関すること

b 施設等の管理に関すること

c 施設等の軽微な維持修繕に関すること

- d 施設等の使用申請に対する許可および取消等に関すること
- e 使用料の徴収に関する業務
- f 利用統計および報告に関すること
- (イ) 地域コミュニティの自立や連携・交流など活動の促進に関すること
 - a 地域の各種団体の自立や連携・交流を促進する事業を企画し、実施すること
 - b 地域の各種情報の収集・発信に関すること
- (ウ) 生涯学習の推進に関すること
 - a 各種講座等を企画し、実施すること
 - b 同好会活動の支援に関すること
 - c 各種行事（文化祭，学習発表会）を企画し、実施すること
 - d ブロック会の運営に関すること
 - e 地域の生涯学習関連情報の提供に関すること
 - f 図書館分室事務に関すること
 - g その他生涯学習の推進に関すること
- (エ) その他コミュニティセンターの運営等に当たり必要となる事務事業

カ 管理業務に係る収支の状況

平成19年度管理業務収支決算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

収入総額 27,528,400円

支出総額 26,527,142円

差引残額 1,001,258円

なお、差引残額のうち利用料金を差し引いた876,558円は、市に戻入されている。

収入の部

(単位 円)

科 目	金 額
管 理 運 営 経 費	25,787,000
生涯学習講座等開催経費	1,616,700

利 用 料 金	124,700
合 計	27,528,400

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額
報 酬 等	16,326,306
共 済 費	1,518,464
旅 費	24,840
需 用 費	3,866,990
役 務 費	221,711
委 託 料	2,271,090
使 用 料 及 び 賃 借 料	325,296
備 品 購 入 費	355,745
講 座 開 催 委 託 料	1,616,700
合 計	26,527,142

なお、124,700円の利用料金収入については、高松市木太コミュニティセンターの管理に関する基本協定の一部を変更する協定第2条第1項の規定に基づき、翌年度の収支予算書に繰越金として計上されている。

(6) 監査の結果

監査の結果、対象部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められる。

なお、監査対象団体の改善を要する事項については、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(7) 今回の監査で指摘した事項

監査対象団体（木太地区コミュニティ協議会）に対するもの

ア 収入伺書の様式を規定すべきもの

木太，木太南，木太北部の各コミュニティセンターの会計規程第6条第2項では，収入伺書については，その様式を管理者が別に定めると規定しているが，その様式が定められていないため，出金依頼書を手書で修正し，入金依頼書として使用しているので，今後は，規定に基づき，収入伺書の様式を定められたい。

イ 支出伺書の様式を見直すべきもの

1件当たりの金額が5万円以上の支出伺については，コミュニティセンターの出金依頼書に，木太，木太南，木太北部の各コミュニティセンター庶務規程第6条および別表第1財務の表第1号の規定に基づく管理者の決裁を受けているものの，その様式には，各センター長の決裁欄がないため，その決裁を受けていないものが見受けられるので，今後，同依頼書については，意思決定の過程が明確になるよう，各センター長の決裁欄を設けるなど，様式を見直されたい。

第2 公の施設の指定管理者（シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
市民政策部 国際文化・スポーツ局 スポーツ振興課	平成19年度および平成20年4月1日から同年12月25日までのシンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社に対する公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	平成20年12月26日から平成21年2月16日まで
シンコースポーツ株式会社 四電ビジネス株式会社	平成19年度および平成20年4月1日から同年12月25日までの公の施設の管理に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成19年度および平成20年度に執行した当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体に公の施設の管理を行わせている市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 公の施設の概要

- ア 名称 高松市健康増進温浴施設（「ループしおのえ」）
- イ 所在地 高松市塩江町安原下第3号2074番地2
- ウ 敷地面積 8,618㎡
- エ 建築面積 1,598.7㎡
- オ 延床面積 1,911㎡
- カ 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上1階
- キ 主な施設内容 温水プール，補助プール，採暖槽（ジャグジー），採暖室（低温サウナ）等

ク 施設の設置目的 ごみの焼却処理に伴い発生する熱エネルギーの有効利用を図り，住民の健康増進に寄与すること

(4) 公の施設の管理に関する概要

ア 公の施設の指定管理者

シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社
(代表者シンコースポーツ株式会社)

イ 指定管理者の選定方法

公募(利用料金制採用)

ウ 指定期間

平成17年12月1日から平成23年3月31日まで

エ 指定管理料

平成19年度指定管理料 61,999,000円

平成20年度指定管理料 62,000,000円

オ 管理運営業務等(基本協定書で定めている業務)

(ア) 施設の使用許可および使用の制限等に関する業務

(イ) 利用料金の収受に関する業務

(ウ) 施設の入場の制限および使用後の施設等の原状回復の指示に関する業務

(エ) 運営業務

(オ) 維持管理業務

(カ) 前各号に掲げるもののほか，高松市が別に定める業務

カ 管理運営に係る収支の状況

平成19年度管理運営業務収支決算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

収入の部

(単位 千円)

科 目	金 額
市からの指定管理料収入	61,999
利用料金収入	8,574
売電収入	0
合 計	70,573

支出の部

(単位 千円)

科 目		金 額
運営管理費	人件費	28,050
	事務費	6,780
	光熱水費	10,744
	車両費	5,218
	管理費	8,690
小 計		59,482
維持管理費	建物保守管理費	84
	建築設備保守管理費	2,086
	備品等維持管理費	0
	清掃業務	962
	外構施設維持管理費	1,943
	環境衛生管理費	0
	警備費	302
	修繕費	3,124
	諸経費	2,590
小 計		11,091
合 計		70,573

キ 施設利用者数

(単位 人)

	19年度	20年度
4月	1,956	2,179
5月	2,096	2,615
6月	572 (渇水により, 6/8 から臨時休館)	3,509
7月	1,629 (7/18 から営業再開)	4,526
8月	4,403	3,361 (渇水により, 8/21 から臨時休館)
9月	3,143	0
10月	2,591	1,378 (10/11 から営業再開)
11月	2,236	2,015
12月	1,922	-

1月	1,972	-
2月	1,425	-
3月	2,489	-
合計	26,434	-

※平成20年度については、11月末日までの利用者数を記載している。

(5) 監査の結果

監査の結果、対象部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、対象部局の事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(6) 今回の監査で指摘した事項

監査対象団体（シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社）に対するもの

利用料金の設定を適正にすべきもの

高松市健康増進温浴施設の利用料金については、地方自治法第244条の2第9項および高松市スポーツ施設条例第20条第2項に基づき、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めるものとされているが、3歳児の利用料金に係る取扱いについて、市が承認した協議書の内容と異なる事務処理となっていたので、今後は、市の承認に基づく適正な利用料金を設定されたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

対象部局（市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課）に対するもの

管理運営業務の明確化について

高松市健康増進温浴施設の管理運営業務仕様書については、指定管理者が実施する管理運営業務の範囲を示すとともに、市が指定管理者に支払う指定管理料の積算基礎となるため、その業務内容を明確に示す必要があるが、指定管理者から提出された事業計画書に記載されている巡回バス運行業務については、当該仕様書に記載がないものの、経費については指定管理料の積算に含まれており、同業務に係る市と指定管理者の責任分担や経費負担が不明瞭なものとなっていたので、今後は、指定管理者の行うべき業務内容を明確に示した仕様書を作成し、管理運営業務の明確化に努められたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 監査対象団体に対するもの

(1) 年次休暇に係る事務処理を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

社団法人高松市シルバー人材センター職員就業規則第12条第1項の規定では、年次休暇は1年を通じて20日とし、年の途中に採用した職員については、同規則別表1に掲げる日数とすると規定しているにもかかわらず、平成18年度からは、採用された月別の年次休暇の日数が、同規則と異なる状態で運用されているので、今後は、同規定を改正するなど、事務処理との整合性の確保を図られたい。

また、年次・特別休暇簿の様式についても、同規則第11条第2項第1号の規定に基づく様式とは異なるものを使用しているので、同規定を改正するなど、事務処理との整合性の確保を図られたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成20年3月18日）

年の途中採用の職員の年次休暇日数は、職員就業規則と異なる状態で運用されていたため、同規則を現行の実態に合うよう改正した。

また、同規則上の年次・特別休暇簿の様式と現行使用の休暇簿が異

なっていたため、様式を現行の休暇簿に合わせるため、同規則を改正した。

監査対象団体（社団法人高松市シルバー人材センター）